

## 旧埼玉西部広域事務組合公金着服事件の地裁判決について

平成25年5月に発覚いたしました旧埼玉西部広域事務組合公金着服事件で、業務上横領罪に問われた元職員に対して、平成26年1月16日にさいたま地方裁判所において懲役3年執行猶予5年の有罪判決が言い渡されました。

本事件につきましては、組合構成市の住民の皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、あらためて深くお詫び申し上げます。

このたび、元職員がこのような有罪判決を受けたことにつきましては、事件の重大さをあらためて感じているところでございます。

今後は、この判決を重く受け止め、このようなことが起こらぬよう徹底した再発防止に努め、全力を挙げて皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

平成26年1月16日

広域飯能斎場組合

管理者 大久保 勝